

健康福祉部技術職採用活動強化事業業務委託プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、健康福祉部技術職採用活動強化事業の業務委託に当たり、企画提案を募集し、プロポーザル方式により委託先を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

健康福祉部技術職採用活動強化事業業務

(2) 公示業務の内容

別紙仕様書による。

(3) 公示業務の履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 予算限度額

2,300,000円（消費税および地方消費税の額を含む）

3. 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 参加資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 福井県の全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

(5) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4. 実施スケジュール

実施要領等の公示・配布の開始	令和7年10月14日（火）
参加資格認定申請 申込期限	令和7年10月23日（木） 17時
質問票 提出期限	令和7年10月24日（金） 17時
参加資格認定結果通知	令和7年10月28日（火）
質問票回答送信	令和7年10月29日（水）

企画提案書 提出期限	令和7年11月 4日（火） 12時
審査会	令和7年11月 6日（木） 午前中
審査結果の通知	審査会の実施から1週間程度

5. 実施要領等の公示・配布

- (1) 配布期間
令和7年10月23日（木）まで 9時から17時の間（土日祝除く）
- (2) 配布場所
下記「11. 問合せ先」に同じ
- (3) 配布方法
 - ・健康福祉部政策推進グループで配布
 - ・健康福祉部政策推進グループのホームページに掲載
[政策推進グループ | 福井県ホームページ](#)

6. 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおり認定を受けること。

- (1) 提出期限
令和7年10月23日（木） 17時まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ・参加資格認定申請書（様式1）

複数の事業者が共同で参画する場合、代表とする者を決め、その者が提出すること。
また、代表する者が全ての者に参加資格があることを誓約すること。
- (3) 提出方法
電子メール、持参または配達証明付き郵便によること。
※電子メールで提出する場合は、データ一式で可。
(紙媒体および電子媒体での提出は不要)
※持参の場合は平日9時から17時の間に限る。
- (4) 提出先
下記「11. 問合せ先」に同じ
- (5) 参加資格の認定時期および通知方法
参加資格の認定結果は、令和7年10月28日（火）までに電子メールにて申請者あて通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する。

7. 企画提案書の提出手続

参加資格の認定を受けた者は、以下のとおり企画提案書および見積書を作成し、電子メールによりPDF形式にて提出すること。

また、参加資格認定後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年11月4日（火） 12時まで（必着）
- (2) 提出書類
 - ア 企画提案書
提案内容（実施方針、実施内容・方法、実施スケジュール、業務実績、実施体制等）について、A4版横・横書き、パワーポイント20ページ以内で作成すること。

イ 見積書

仕様書および企画提案書に係る業務の実施に要する全ての経費について、内訳を記載した見積書（様式任意）を提出すること。

(3) 提出先

下記「11. 問合せ先」に同じ

(4) 留意事項

- ・企画提案書は、委託業務の内容を踏まえた上で、提案の特徴を明確にするとともに業務を実現するために可能な限り具体的な内容を記載すること。
(実施内容の詳細については、契約後、県と協議の上、決定する。)
- ・企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ・提出された後の資料の変更、差し替えおよび再提出を行う場合は、理由書（様式任意）と併せて前後対照表を提出し、認められた場合のみ可とする。
- ・提出された書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

8. 質問の受付および回答

企画提案および仕様書に関する質問を次の通り受付・回答する。なお、軽易な質問については、電子メール等で問い合わせることも可能とする。

(1) 受付期間

令和7年10月24日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問票（様式2）により、電子メールまたはFAXで送信

(3) 提出先

下記「11. 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

参加資格を有すると認められた者全員に、電子メールまたはFAXで
令和7年10月29日（水）までに回答を送信

9. 審査および受託候補者の選定等

(1) 選定方法

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、審査会において企画提案書および提案価格（見積価格）の審査を行い、受託予定業者を選定する。

プレゼンテーションは、審査会が指定するビデオ会議システムにより令和7年11月6日（木）午前中の実施を予定しているが、詳細は提案者に別途通知する。

なお、プレゼンテーションを実施するために要する費用（機材、通信費等）については、応募者の負担とする。

(2) 審査基準

提案の内容について、審査会において以下の基準により評価を行い、評価点数の総合得点により、最も評価の高かった提案者を受託候補者に選定する。

審査項目		評価のポイント
提案内容	目的適合性	仕様書「1 事業目的」を正確に理解し、目的を達成できる提案となっているか。
		仕様書「3 業務内容」に示された内容を踏まえ、各項目を効果的に実施できる提案となっているか。
	実施手法	実施手法が具体的に示されており、実現可能性の高い内容となっているか。
遂行能力	業務実績	同種または類似の採用支援・広報等の業務実績があるか。
	知見	業務に関する専門的な知見を有しているか。
	実施体制	実施体制は十分か。また、期間内に確実に遂行できる提案であるか。
経済性	見積価格	提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

(3) 審査の結果通知

審査結果は、審査終了後に提案者全員に電子メールにて通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(4) 通知期限

審査会の実施から1週間程度

10. 契約の締結

県は、受託候補者として選定された者と企画提案書の内容を元に業務履行に必要な具体的な協議を行った上で、随意契約による委託契約を締結する。なお、企画提案内容は、協議の上、変更する場合がある。

また、次の場合、県は審査結果において総合評価点が次に高い提案者と協議を行うこととする。

- ①受託候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき。
- ②財務状況の悪化等により業務の履行が確実でない恐れがあるとき。
- ③その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じたとき。

11. 問合せ先

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県健康福祉部政策推進グループ（担当：内田、百田）

TEL：0776-20-0325

FAX：0776-20-0637

E-mail：kenfukubu@pref.fukui.lg.jp

（土・日・祝日を除く8時30分から17時まで）